

建設工事に係る中間前金払の導入について

平成24年3月29日

浜松市では、平成24年4月1日以降に発注する建設工事について、業者様への資金供給の円滑化等を図るため、工事着手前の前金払とは別に、「浜松市建設工事の中間前金払」の制度を導入します。

<中間前金払とは>

建設工事においては、現在は請負代金の10分の4以内を前金払として支払っていますが、前金払を受けた工事において、一定の条件を満たしていれば、更に10分の2までの前金払を追加して受け取ることができる制度のことであります。

利用条件は概ね以下の条件を満たす工事です。なお、この中間前金払制度と部分払制度との併用はできません。

- 1 前金払いを申請し、既に受領済みであること
- 2 工期の2分の1を経過していること
- 3 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- 4 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

※詳細は「浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領」等でご確認ください。

担当 財務部調達課工事契約グループ
電話 053-457-2176